

1. 議 事 日 程（7日目）

（平成26年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成26年9月19日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	陳情受理番号26年4 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書（厚生常任委員会審査報告）	336
日程第2	議案第40号 町道の路線変更について（建設常任委員会継続審査要求）	337
日程第3	常任委員会報告	338
日程第4	委員会所管事務調査継続調査要求	344
日程第5	閉会中の継続調査要求	345
日程第6	意見書第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）（厚生常任委員会審査報告）	345
日程第7	意見書第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）	346
日程第8	議員派遣について	347

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	左 近 誠	2番	荒 尾 典 男
3番	下 崎 弘 通	4番	森 本 隆 夫
5番	蜷 川 勝 彦	6番	湊 谷 幸 三
7番	田 中 幸 子	8番	東 信 介
9番	松 岡 大 輔	10番	山 縣 弘 明
11番	中 岩 和 子	12番	引 地 稔 治

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	塩 崎 文 二
参 事 （総務課長）	城 本 和 男	参 事 （教育次長）	瀧 本 雄 之
総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔	会 計 管 理 者	田 代 雅 伸
病院事務長	喜 田 直	税 務 課 長	久 原 章 功
住 民 課 長	玉 井 弘 史	福 祉 課 長	大 江 政 典
観 光 産 業 課 長	松 下 安 孝	建 設 課 副 課 長	楠 本 定
水 道 課 長	藪 根 敏 夫	総 務 課 副 課 長	矢 熊 義 人

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 陳情受理番号26年4 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書（厚生
常任委員会審査報告）

○議長（森本隆夫君） 日程第1、陳情受理番号26年4手話言語法制定を求める意見書の提出を求
める陳情書（厚生常任委員会審査報告）を議題といたします。

厚生常任委員長からお手元に配付のとおり、陳情審査報告書が議長宛てに提出されておしま
す。

局長から朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔陳情受理番号26年4 報告書朗読〕

○議長（森本隆夫君） 本件について委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○厚生常任委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告いたします。

本陳情書は平成26年第3回定例会の9月11日に当委員会に付託され、9月12日の委員会で審
査を行いました。

障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されました。また、障害者総合支援法が地方自
治体に対して手話通訳派遣事業を実施することを義務づけております。これにより本町でも意
思疎通支援事業を実施しております。平成25年度の利用状況は、派遣回数が73回で利用者は3
名の方です。本町に障害等級2級の方は、これは聞こえない方ということですが、12名おられ
ますが、手話のできる方は3名とのことです。これは聾学校での教育に手話が導入されてな
く、さまざまな場面で手話による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければな
らないことを定める法律がないからであります。

手話は聞こえない人にとって母語であることを示し、その方たちが日常生活や職場などで自
由に手話を使ったコミュニケーションがとれること、聾教育に手話を導入し、聞こえない子供
や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障されなければなりません。

よって、当委員会は陳情の要旨を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決しました。議員
各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長報告は採択です。

陳情受理番号26年4について委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第40号 町道の路線変更について（建設常任委員会継続審査要求）

○議長（森本隆夫君） 日程第2、議案第40号町道の路線変更について（建設常任委員会継続審査要求）を議題とします。

建設常任委員長から、引き続き審査研究を行う必要があるため次の定例会までの継続審査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、次の定例会までの継続審査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員会報告の確認をお願いします。

まず、総務常任委員会を第1委員会室で、厚生常任委員会を第2委員会室で開催し、終了後、経済常任委員会を第1委員会室で、建設常任委員会を第2委員会室で開催してください。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時03分 休憩

9時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 常任委員会報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、常任委員会報告を行います。

総務常任委員長より報告を求めます。

10番山縣君。

○総務常任委員長（山縣弘明君） それでは、総務常任委員会報告をいたします。

9月12日開会、出席委員は、森本、左近、下崎、東、松岡委員と私山縣の6名です。

まず、消防署の関係から。

平成26年4月から8月末までの火災件数は4件で、いずれも建物火災。うち2件は器具つきコードの半断線による加熱とのこと。4月から8月末までの救急出動件数は419件、搬送人員は393人、このうち町立温泉病院への搬送は63%、新宮市医療センターへは29%、ドクターヘリの出動件数は5件、防災ヘリはゼロ件とのことでした。

防災勉強会が色川小・中学校、市野々小学校、太田小学校、下里小学校とドマーニ宇久井で開催され、勝浦小学校でも9月中に開催される予定とのこと。各学校で行う防災学習のサポートとして、これまでは「逃げる」をテーマにし、ことしは「備える」をテーマにしているとのこと。

救急救命士法施行規則の改正に伴い、9月1日から新たに心肺停止前の重度障害者に対する2種類の拡大措置を開始したとのことでした。

次に、教育委員会の関係。

7月8日に体育文化会館で開催された世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道登録10周年記念祭に市野々小学校の5、6年生と勝浦小学校6年生によりふるさと学習の成果と経過を発表し、貴重な機会となったとのこと。なお、このふるさと学習は、児童の課題意識や意欲からスタートした学習の成果について、学校にとどまらず町内外に広く発信することをゴールとした学習として計画されたとのことでした。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果、小学校は算数A以外は県平均を上回り、4項目とも全国平均との差が大いに縮まった。中学校は4項目とも全国、県の平均を下回り、全国平均との差が広がったとのこと。これを受けて教育長からは、学校だけではなく家庭の協力が必要とした上で、厳しい環境だからこそ子供には学力をつけさせたい。県と連携し学力の向上に努めたいとの思いが述べられました。なお、この発表方法などについては現在検討中とのことでした。

続きまして、9月1日現在の町内小学校の児童数は690名で、中学校は367名。

このほか、9月10日にスマートフォン教室を開催したところ、20名の定員はすぐに満員となったため、次の機会を考えたいとのこと。

那智勝浦町展は11月23日から24日に体育文化会館で開催予定。

第2回なちかつ未来塾が9月18日、昨日です、図書館で開催。

8月1日から始まった町体育センターの改修工事の工期は10月末までで、工事が終わり次第開放したいとのこと。

スポーツ少年団全国大会に出場したレスリング、空手、バドミントンに補助金が支給されたとのことでした。

続きまして、総務課の関係。

まず、ふるさと納税について。平成26年度8月31日現在のふるさと納税収納状況は813件で1,044万円。送られたお礼銘品の上位は熊野牛すき焼き箱詰め、紀州ミカン詰め合わせなど。委員からは、町の発送する封筒への印字やツイッターなどSNSの活用、また納税された後の用途などに関する広報の強化が提案されました。

財政シミュレーションについては、7月3日に県、市町村課で受けたヒアリングについて報告されました。県からは、この計画のままでは破綻すると言われ、長期的に収支バランスのとれた財政計画の提出が必要。事業計画を大幅に見直し適正な規模の計画に見直す必要がある。那智勝浦町の単年度の過疎債枠は多くても10億円まで。大型事業については広域での取り組みが必要。事業計画の見直しだけでなく、人件費の見直しや料金の値上げなど、さらなる行財政改革の実施が必要などの指導を受けたとのことでした。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（森本隆夫君） 次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

6番湊谷君。

○厚生常任委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告をいたします。

去る7月4日、午後1時30分より厚生常任委員会を開会いたしまして、所管事務調査、環境衛生施設の実態についてということで、新クリーンセンターの関係についてのみ報告を受けました。

それによりますと、生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメントの入札を6月19日に行いまして、株式会社環境フレックスが落札いたしました。入札参加業者は8社です。落札額は税込み902万4,480円です。

次に、第1次アンケート回答結果について。実績のある企業16社にアンケート依頼をしたところ、6社から回答がありました。回答の結果の概要ですが、全社がストーカ式を提案しています。2炉16時間が3社、1炉24時間が2社、それに1社が1炉16時間と2炉16時間を提案してきています。そのほか、建設費用、維持管理費、運転費用、ばいじん濃度等環境基準規制値に係る数値についても回答しております。また、近年の納入実績についても記載されておりました。

未定稿ですが、ごみ処理施設整備基本計画についても説明を受けました。新クリーンセンターの施設規模は25トン、1日25トンとすることになっております。

本日の議論の――7月4日ですけどね――本日の議論の総括として、委員会の意見は1炉24時間の方向性で進めてもらうよう要望いたしました。

次に、9月12日午後1時30分より厚生常任委員会を開会いたしまして、出席者は委員全員と

担当課でございます。

まず初めに、病院の経営状況及び診療体制についてでございます。

6月末に看護師1名が退職し7月1日に看護師2名を採用したということです。看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師を募集していて、試験を10月19日、日曜日ですが、実施の予定でございます。

医師の確保については和歌山医大の学長宛てに6月末に文書で要請していて、これは毎年のことだそうでございます。今月中に返事があるとのこと。

開院50周年記念行事として、7月19日に記念講演を90名の参加を得て開催いたしました。式典については10月5日、日曜日ですが、午後1時より体育文化会館で行う予定となっております。

次に、7月の経営状況ですが、累計で前年より入院・外来収益は合計980万9,163円増加しております。会計基準の見直しの影響もありますが、費用の増加により5,731万7,709円のマイナスとなっております。前年と比べましても2,801万1,728円のマイナスとなっております。

次に、環境衛生施設の実態についてでございます。

まず初めに、新クリーンセンター関係についてでございますが、環境アセスメント事業は下記の現地調査を8月5日に着手し、8月14日に完了しております。

一般廃棄物処理施設整備基本計画、これは素案ですが、廃棄物減量等推進審議会の意見を聴取して素案を修正中で、10月2日開催の審議会に改めて提案し、12月ごろまでに完成する予定であります。

審議会の先進地視察を10月下旬に予定していて、視察先は飛騨クリーンセンターのほうとなっております。

建設予定地を造成地と旧し尿処理場跡の2カ所に設定し検討中とのことでございます。

8月31日の二河区の役員会に出席して、新クリーンセンター関係の現状と予定を報告し、意見を聞いています。地元の意見では、今後も丁寧な説明を求めるとか、説明でもって理解を得たと思うなというような意見があったそうでございます。

両町担当課と大浦浄苑を含めた事務協議を開催していて、9月16日に2回目の会議を開くことになっているということでございます。

一般廃棄物に係る事務のうち、新クリーンセンターと廃棄物減量等推進に係る事業を一部事務組合への移行時期等について協議をしたということでございます。担当としては、来年4月以降、大浦で事務所を持たないかと思っているという報告もありました。

過疎債の適用があるということなので、財政のシミュレーションを早く出すよう要望いたしました。これは委員全員としては、新クリーンセンターについては過疎債が適用しないという、前の情報に基づいて、そういう認識でもって今まで審査しておりましたけれども、過疎債の適用があるようになったという報告でございます。

次に、現クリーンセンター関係についてでございます。

7月末のごみの搬入量は3,030トンで、うち焼却量は2,850トンとなっております。前年度と

比較して、搬入量、焼却量とも100トン減少しております。

運転業務の協定期限に係る天満区との協議は本年度5月、7月の2回、天満区評議委員会に出席して行っていて、今後も協議していく予定でしたが、評議委員の任期が今年度末で切れるため本年度の協議は打ち切るとの申し出を受け終了いたしました。来年度、期限の延長がなされても委託契約の関係上、委託業者が対応することが困難とのことであります。

その他、国保運営協議会を8月8日に開催し、被保険者の減少傾向、医療費の増加等、国保財政の厳しさを理解してもらったということです。10月2日に協議会を開催し、賦課の方式を4方式から3方式に変更も協議し、被保険者の担税力にも配慮しつつ、本年11月中に中間取りまとめを予定しているとのことであります。

次、福祉施設の実態についてでございます。

南紀園の8月末日の入所状況ですが、特別養護老人ホーム定員100名に対し97名が入所していて、そのうち本町から54名。養護老人ホーム定員50名に対し49名が入所をしております。本町からは7名入所をしております。

旧南紀園跡地については太地町が購入するという話でございましたが、現在は白紙に戻っているということでもあります。

次に、介護保険制度の状況についてでございます。

社会福祉法人が進めている地域密着型小規模特別養護老人ホームは7月31日に完成しており、現在各種検査を受けているところであります。事業所の開設は10月1日の予定だそうでございます。

次に、平成27年度から29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画を今年度策定することとなっています。介護保険制度の改正は、6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に規定され、その主な改正点は、1つとして、要支援1、2の人が利用している訪問介護、通所介護については地域支援事業として市町村が取り組む事業となるということと、2番目に、特別養護老人ホームについては、原則要介護3以上の方のみ入所対象となる。3番目、低所得者の介護保険料の負担軽減を拡充する。現在国が定めている段階を細分化し、6段階を9段階とするということです。なお、この段階の設定は市町村が独自で決定することができるということになっております。4番目に、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げると。5番目は、低所得者が施設入所やショートステイを利用した場合の食費や居住費を軽減する補足給付の認定の要件に、預貯金等の資産なども追加するということであります。

今回の法改正は、平成12年の介護保険制度開始以来の大きな改正であることから、第6期事業計画策定には株式会社日本出版に業務委託を行い策定しているところであります。

6月に65歳以上の町民1,000人を対象にアンケート調査を行っていて、その結果も参考に原案を作成し、長寿社会づくり委員会の中で審議を行っていただくことになっております。

次に、子ども・子育て支援新制度の概要についても説明を受けました。

本町においては、現在幼稚園や認可外保育所がないことから、大きく運営形態が変わる施設

はありません。新制度の施行に伴い保育所関係の入所に関する手続や保育料の基準額、私立保育所の給付制度の全ての事務手続や単価が変わってきます。これらの基準や様式を検討して定めていくことになるということです。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 次に、経済常任委員長より報告を求めます。

8番東君。

○経済常任委員長（東 信介君） それでは、経済常任委員会報告を行います。

9月12日、経済常任委員会を開会し、出席者は委員全員と担当課です。

議件は所管事務です。

まず最初に、商工業の振興について。

セーフティーネット保証5号、これは売上げが前年度比マイナス5%以上の事業所の対象です。平成26年6月から8月の間、2件の証明がありました。

次に、Uターンフェア。新宮職業訓練センター、8月15日開催。参加者男性18人、女性7人、計25人です。参加企業は19社。委員からは、商工業の振興について、当地方の労働者不足を指摘し、担当課からは、住民課や町民センターなどでハローワークの資料を閲覧できるとのこと。この問題はこれからの検討課題とのことです。

次に、観光の振興について。

観光振興関係行事で、まず最初に、宿泊者の推移は前年度より少し減少していますが、発地帯別で言えば、東海地方や海外のお客さんがふえているとのことです。

次に、観光業の振興についての現在までの経過。

7月8日に世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道登録10周年記念祭が開催され600人の参加がありました。

次に、海開きについて。町内4つの海水浴場が開かれ、天候の影響で前年度に比べ減少とのことです。

次に、南紀熊野ジオパーク推進協議会、7月4日から6日に調査員来町。現地調査です。8月28日、日本ジオパーク認定の報告がありました。9月27日に長野県伊那市で第5回日本ジオパーク全国大会にて町長が認定書をいただく予定です。

次に、今後の予定ですが、和歌山DESTINATIONキャンペーン勝浦バルが開催中です。

次に、電車で行く100人の熊野詣、これは仮称ですが、9月27日から28日に開催され、これはツアー会社の主催ですが、名古屋から平安衣装のまま電車でこちらまで来られるツアーだそうです。

次に、世界遺産コンサート in 熊野那智大社、これは10月25日に那智大社で行われ、那智大社ではテレビコマーシャルで有名なジャズピアニストが那智の滝でコンサートをされます。

次に、第3回新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会が11月16日に開催されます。

観光業の振興について。

観光協会の平成26年度の予算執行状況の説明がありました。

農林業の振興について。

農林業関係では、災害復旧事業、台風12号林道施設災害復旧事業、これは平成23年から25年度分で台風12号分は7カ所完了、1カ所未完了です。林道大雲取線災害復旧工事が9月5日工事完了とのことです。台風12号町単独災害復旧工事26年度分49件が執行済みです。平成25年度林道施設災害復旧工事の、これは台風18号の被災による分で6月工事完了です。町単林道災害復旧工事、これは林道小匠小森川線災害復旧工事です。

次に、鳥獣害対策関係で、ニホンジカ管理捕獲、4月1日から5月20日の間に151頭の捕獲がありました。有害捕獲実績で、鹿156頭、イノシシ92頭、猿24頭、アライグマ22頭、アナグマ3頭、タヌキ1頭の捕獲がありました。野生鳥獣駆逐用火火について、7月30日に講習会を開催し117名の参加があり、8月11日から駆逐用火を使用しているとのことです。

次に、経営所得安定対策事業、申請件数143件、申請面積79.6ヘクタール、交付金は国から直接農家へ交付とのことです。

次に、水産関係です。

マグロの水揚げは前年度の同時期に比べ良好とのことです。

次に、第5回いせえび祭りを11月8日に開催予定です。

以上で経済常任委員会報告を終わります。

○議長（森本隆夫君） 次に、建設常任委員長より報告を求めます。

11番中岩君。

○建設常任委員長（中岩和子君） それでは、建設常任委員会の報告をさせていただきます。

8月19日委員会、出席者、建設課、それと全委員です。

議件、議案第40号町道の路線変更について。

6月12日以降について。6月25日、川上氏より開示請求があったので、町道承諾の資料等の開示文書はないと説明をする。6月28日、川上氏より知事に手紙があったとのことで、県庁道路保全課より副課長が見え、経過説明ほか関係資料を県に渡す。7月30日に建石区長にその後の確認をするが、特に区長には連絡がない等の報告を課長より受けました。委員からは、弁護士に相談をし進めたらとの意見がありました。

ほか、砂防研究所の建設予定地について、大門坂駐車場としているが、平日でも多くの車が駐車しており土日などはいっぱいになっている。国、県にも現状を知っていただき考え直してもらいたいとの意見が出ました。

また、振ヶ瀬川の復旧工事につきましては、仮設道路で大門坂をわたって工事車両が通るなどで、観光客から大変な苦情があったため12月まで工事を中止する等の報告を受けました。

9月12日委員会、出席者、担当課、全委員。

所管事務調査、水道事業について。

6月12日以降工事発注状況。上水天満地内配水管布設替工事、旧浜ノ宮配水管解体撤去工事は9月29日に入札予定。朝日地内配水管布設替工事は8月7日完成。簡水南大居地内配水管布設替工事、9月29日に入札予定。南大居地内配水管布設替工事、井鹿地内配水管布設替工事は

9日に検査予定。災害復旧工事、浜ノ宮・川関地内配水管本復旧工事、4月8日契約。那智勝浦道路関連による移設工事は二河地内送水管布設替工事は7月8日に契約。簡易水道統合整備事業は簡易水道統合整備設計業務委託、7月30日に契約。簡易水道統合整備事業工事施工監理委託、7月9日契約。工事進捗状況は建屋が30%、取水口は40%ということです。

また、上水普及率は町内96%、未給水地区は4%と水道課より報告を受けました。

委員会からは、水道事業も今後厳しくなってくる。経営シミュレーションまた県内水道料金表を提出してほしいとの要望がありました。

所管事務調査、都市計画実施状況と町道管理について。

河川、港湾管理について、入札関係6月12日以降22件中1件。

災害関係、町発注平成23年台風12号関係46件発注、42件完成しております。4件繰り越し中、1件完成、3件工事中。県発注台風12号関係106件発注、102件完成、4件工事中、川関橋については9月1日から通行可能となっております。国交省発注分は、砂防堰堤は8、溪流9カ所中8カ所工事中であります。陰陽川の工事につきましては景観に配慮しながら進めているとのことです。

国交省関係、那智勝浦道路川関一市屋間は来年の国体为目标に工事を進めております。近畿自動車道すさみ一太地間、平成26年度事業化は要望中でございます。

県関係、県道那智山勝浦線歩道整備は市野々地区の用地を交渉中でございます。県道長井古座線整備は用地買収ができたところから工事を始めるとのことです。振ヶ瀬橋上流工事は世界遺産の許可をとって工事を始めましたが、現在も工事を中止しているので早急に工事ができるよう県と相談するとのことです。

付託議案第40号町道寺前線につきましては、顧問弁護士に相談したところ、通行地役権があるので、橋梁は町が管理するほうがよい。橋が町道とつながっているとき事故の際、町にも責任がある等の報告を受け、川上氏とはもっと話し合うべきであると、次の議会まで継続することに決しました。

大門坂駐車場内に土砂災害啓発センター建設の件は3案示され、そのうち第3案は駐車スペースが今と余り変わらないとの報告を受けましたが、今後よく検討をし調査を進めるよう求めました。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（森本隆夫君） 以上で常任委員会報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本隆夫君） 日程第4、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務、厚生、経済、建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため次の定例会まで継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査要求

○議長（森本隆夫君） 日程第5、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため次の定例会までの継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

事務局より意見書第1号に係る審査報告書を配付しますので少し待ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 意見書第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 (案) (厚生常任委員会審査報告)

○議長（森本隆夫君） 日程第6、意見書第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)(厚生常任委員会審査報告)を議題とします。

厚生常任委員長からお手元に配付のとおり、意見書審査報告書が議長宛てに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔意見書第1号朗読〕

○議長（森本隆夫君） 本件について委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○厚生常任委員長（湊谷幸三君） それでは、意見書第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の審査報告を行います。

意見書第1号は、山縣議員より発議され、本定例会の9月11日に当委員会に付託され、9月12日の委員会で審査を行いました。

ウイルス性肝炎は肝炎対策基本法やその関連法でも確認されているとおり、国の法的責任が明確になっています。しかしながら、ウイルス性肝炎の治療費助成、国と県による助成ですが、B型またはC型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療に

限定されています。肝がん、肝硬変の治療に対して助成はなく、一部肝硬変患者に適用されるものがあるということですが、和歌山県においては医療費の助成はないということでありませ

す。  
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時、これは平成23年12月ですが、肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされております。

また、肝機能障害での身体障害者手帳の取得者は平成26年9月10日現在、本町ではゼロ人ありません。過去にもないということでありませ。和歌山県でも53人とどまっております、このことで認定基準に問題があることが理解できます。

また、福祉課からの資料で、平成25年度の肝硬変と肝がん患者の全国の死亡者数は3万8,128人となっていましたので「120人」を「100人」と修正し、全会一致で可決すべきものと決しました。議員各位の御理解、御賛同をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長報告は修正です。

意見書第1号について委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり修正議決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 意見書第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

○議長（森本隆夫君） 日程第7、意見書第2号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を議題とします。

局長から意見書（案）を朗読させませ。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔意見書第2号朗読〕

○議長（森本隆夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、意見書第2号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の提案理由を説明させていただきます。

先ほど局長朗読の意見書（案）にもあるとおり、改正障害者基本法第22条で、国、地方公共団体に情報保障施策を義務づけておりますが、法整備は不十分と言わざるを得ません。

この意見書の趣旨は、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）制定を求めるものであります。議員各位の御理解、御可決をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 提出者に対して質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書第1号及び意見書第2号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議員派遣について

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、東牟婁町村議会議員研修会等に議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時30分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 閉会に当たり一言挨拶申し上げます。

去る8日から本日までの12日間の予定で26年第3回定例会は日程どおり本日終了しました。今会期に当局から提出されました付議事件は全て原案認定、可決されました。各位の御協力、まことにありがとうございました。

本定例会は、主として決算認定の議件でありまして、認定の意義について私が申し上げるまでもありませんが、行政効果の客観的判断と今後の課題把握と活用であります。ここに示された結果を的確に捉えられ、財政運営の一層の健全と適正化に役立てて、将来に向けて前向きな取り組みが重要であると言われております。よって、今会期中に寄せられた各位の質問等を真摯に受けとめ、行政施策に生かしていただきたいと思います。

暑さも随分和らぎ秋の装いも呈してまいりました。季節の節目に十分お体に気配りの上、健康に精進してください。議員各位には議員派遣を御議決いただきましたので、出席をよろしくお願いいたし、私の挨拶とします。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

9月8日に開会しました平成26年第3回定例会も本日もちまして終了となりました。開会初日は雨が降っておりましたが、議員の皆様の熱意から、日程が進むにつれて次第に天気によ

くなってまいりました。日中は残暑が続いておりますが、朝夕の涼しさには秋の訪れを感じているところでございます。

今議会におきましては、平成25年度各会計決算認定を初め、平成26年度補正予算案等、上程された全案件を慎重審議の結果、御可決、御同意を賜りまして重ねて厚くお礼を申し上げます。頂戴いたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って町政に反映させてまいりたいと考えます。

さて、この夏は不安定な天候が多く、大雨により気象警報発令や避難所の対応を行いました。これから台風シーズンが到来し、まだしばらくの間は大雨への警戒が必要でありますので、気象情報などを適切に提供しながら住民の安全確保に万全を期してまいります。

また、本会議の冒頭に報告させていただきましたが、14日より和歌山デスティネーションキャンペーンが始まりました。本町におきましてもさまざまなイベントを御用意しております。夏の観光客を取り戻すべく、訪れるお客様には大いに楽しんでいただき、満足のいくおもてなしをしてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては十分御自愛いただき、那智勝浦町の発展のためお力添えをいただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 森 本 隆 夫

那智勝浦町議会副議長 下 崎 弘 通

会議録署名議員 山 縣 弘 明

会議録署名議員 中 岩 和 子